

新「外来種被害防止行動計画」(案)

概要資料



新「外来種被害防止行動計画」作成の経緯

- 2010年「愛知目標」採択を機に、環境省・農林水産省・国土交通省で2015年に「**外来種被害防止行動計画**」を作成した。
- 2022年「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択を機に、生物多様性国家戦略2023-2030や外来種対策に係る最新の国内・国外動向を踏まえ、**2024年度中に改定する予定**。

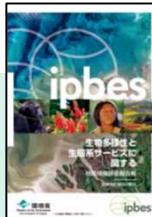
新計画作成の経緯

- 2010.10 **愛知目標** 採択
(生物多様性条約第10回締結国会議(COP10))
- 2012.3 **生物多様性国家戦略2012-2020** 閣議決定
- 2015.12 **外来種被害防止行動計画** 作成



国の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略

- 各主体がさまざまな社会活動に対策の観点を盛り込み、計画的に実施するための基本的な考え方
- 多様な主体が独自もしくは連携して外来種問題に取り組むための行動指針
- 上記を踏まえた国の行動計画を整理



2019年に「IPBES※生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書（2019）」が発刊、以下のとおりに報告された
生物多様性の損失を引き起こす直接的な要因：①陸と海の利用の変化 ②生物の直接的採取 ③気候変動 ④汚染 ⑤**外来種の侵入**
※生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム（Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）
生物多様性や生態系サービスの現状や変化を科学的に評価し、政策提言を含む報告書を作成

- 2022.12 **昆明・モントリオール生物多様性枠組** 採択
(生物多様性条約第15回締結国会議(COP15))
- 2023.3 **生物多様性国家戦略2023-2030** 閣議決定
- 2023.4 **改正外来生物法全面施行** ※改正法成立は2022.5
- 2024年度中（目処） **新「外来種被害防止行動計画」作成**

2030年ミッション『自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる』が設定された
「**2030年までに、『ネイチャーポジティブ：自然再興』を実現する。**」が目標として設定された

 2030年のネイチャーポジティブの実現のために
外来種対策についてできることとは？

国・各地域で、生態系等への被害が大きい“侵略的な”外来種の
①未定着の種の定着を予防する + ②定着した種を防除する

新「外来種被害防止行動計画」（案）の概要

- 外来種対策の抜本的推進に向け、**対策の対象種や目標を明確化し、より多くの主体による実質的な対策を誘起する計画とする。**
- 前計画から特に強化するポイント（キーワード）は、**地域単位の対策、地域間連携、民間参画。**

新計画（案）の概要

目的：2030年までに、国内の生態系等に負の影響をもたらす又はそのおそれのある外来種のうち未定着の種の定着を予防し、定着した種を防除することで、ネイチャーポジティブの実現に資する。

目標（国単位・地域単位で設定）※1

未定着の種について…

- 対策優先度の高い種：国内定着を防止する
- その他の種：新規定着数を50%以上削減する



※1 国単位の目標の対象種は、「生態系被害防止外来種リスト」にて整理

定着した種について…

- 対策優先度の高い種：分布拡大を防ぐ
- そのうち特定の種：個別に設定した管理目標を達成^{※2}する
- その他の種含めて、とりわけ定着初期の種を中心に、集中的な防除に取り組み、根絶達成事例を創出する

※2 生態系への被害の深刻さや、生息・生育域の生態系保全上の重要度から「特定の種」とび「管理目標」を設定する

行動計画の役割：外来種対策の“実践”を促す

目標達成のための行動の柱

主要行動：目標達成のためには“外来種対策”をするしかない。対策に係る全主体が、戦略的に対策を実行することの重要性を整理した上で、外来種による定着・被害の状況や、外来種との関与状況によって取るべき行動を網羅的に整理

1. 戰略的な対策の計画（対策優先度の設定）

2. 対策の実行（侵入・定着防止及び防除の実施）

基盤行動：目標達成に向けた外来種対策の計画・実行を容易にするための行動を網羅的に整理

3. 普及啓発・人材育成

4. 情報基盤の構築研究・技術開発

5. 国際貢献・国際連携

その他行動：6. 新たな課題に対する行動（寄生生物・感染症対策）

対象（行動主体）：1. 国 2. 地方公共団体 3. 国民 4. 民間企業・団体 5. 研究機関・団体
6. 生物展示施設 7. 教育機関 8. メディア等

新計画での強化点

地域単位の対策の徹底

- 外来種の侵入・定着地域における被害状況等を踏まえた、地域単位での対策の徹底を呼びかけ。
- 直近の改正外来生物法における責務規定新設を踏まえて、国・地方公共団体による組織的な対策の運営、地方公共団体に対する国の支援、地域内の関係者連携のあり方などを整理。

地域間連携の強化

- 外来種の分布拡大防止に向けては、その拡散経路を踏まえて単一地域で対策を行うよりも地域間で連携して対策するほうが効率的。種毎の分布等情報の整理、防除手法に係る知見の共有を始め、国内／国際両方の連携方策を提示。

対策への民間参画の推進

- 行政主体の対策から、官民連携による対策への転換。
- とりわけ、外来種に直接的に関与しない企業・団体も積極的な対策により利益を生み出し得ることを強調。外来種の導入、定着、拡散の各段階において、通常の事業活動に加えて実行可能な対策を、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)情報開示枠組みに係る議論・動向も踏まえ紹介。